

中発 0325 第 4 号
令和 7 年 3 月 25 日

都道府県労働委員会事務局長 殿

中央労働委員会事務局長
(公 印 省 略)

労働委員会会議における委員のオンライン参加を認めた
具体的な事例に係る調査結果について（報告）

令和 6 年中発 1226 第 4 号「労働委員会会議における委員のオンライン参加を認めた具体的な事例に係る調査について（依頼）」での調査を受け、ウェブ会議による委員の参加を認めた具体的な事例をとりまとめたため、下記のとおり通知いたします。

記

1. ウェブ会議開催の有無について

全都道府県労働委員会（以下「労委」という。）のうち、労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号。以下「規則」という。）第十六条の二に則り、令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 11 月 30 日までの間に 27 の労委において、委員にウェブ会議での参加を認めたとの回答があった。

2. 規則第十六条の二第一項関係について

規則第十六条の二第一項関係において、開催場所への参集を求めることなく、ウェブ会議により開催したという事例は以下のとおり。

- ① 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十二条第一項の新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたことにより、会議を参集で開催できないことによるものと回答したのは「5 労委」

- ② 新型インフルエンザ等対策特別措置法によらない地方公共団体独自の緊急事態が宣言されたことにより、会議を参集で開催できないことによるものと回答したのは「5 労委」
- ③ 震災等の大規模災害が発生したことにより会議を参集で開催できないことによるものと回答したのは「1 労委」

3. 規則第十六条の二第二項関係について

(1) 委員のウェブ会議による参加を認めた事例があった労委は以下のとおり。

- ① 地震、津波、風水害、積雪等の災害のほか、交通障害や事故等客観的に避けることのできない事由により特定の委員が参集することが困難であると認めたものと回答したのは「4 労委」
- ② 会議の開催場所に参集することが客観的に不可能ではないが、国又は地方公共団体の外出や移動の自粛等により、特定の委員が会議の開催場所に移動することは好ましくないと認めたことによるものと回答したのは「13 労委」
- ③ 会長がその他相当と認めたことによるものと回答したのは「11 労委」

(2) 上記(1)②と回答した中には同居の家族等が新型コロナウイルスに感染し濃厚接触者となったほか、インフルエンザ等の感染症対策として認めたものなどがあつた。

また、上記(1)③について、会長がその他相当と認めたことによるものは具体的に以下のとおりであつた（複数該当あり）。

- ・ 体調不良、病気や怪我などを理由にウェブ会議での参加を認めたという事例が「3 労委」
- ・ 講義、会議、出張等との重複が生じ、参集は困難であるがウェブ会議であれば参加が可能であつたことを理由に認めたという事例が「8 労委」
- ・ 遠隔地に所在している委員の参加を容易にするためウェブ会議での参加を認めたという事例が「2 労委」

なお、回答の中には、以下のような説明を付している労委があつた。

- ・ ウェブ会議により会議に参加しようとする委員等について、第三者がいない場所を確保した上での参加であること（規則第十六条の二第四項）を併せて確認している。
- ・ 運用上、安易なウェブ出席をできるだけ回避するよう、幹事委員打合せ等の場で共通認識を醸成している。
- ・ 県の業務のDX化の方針を鑑み、委員個人の都合によるものも認めた。

4. ウェブ会議によって委員を会議に参加させた際の会議の種類、開催年度、審議事項の別及び審議・報告の具体的内容について

規則第十六条の二第二項における会長が相当と認めたことにより、ウェブ会議に委員が参加した事例がある（3(1)③関係）と回答があった11労委における、会議の種類、開催年度、審議事項の別に関するのべ労委数及び審議・報告の具体的内容については以下のとおり。（一部無回答の項目がある労委があったことに留意）

(1) 会議の種類

- ・総会 8 労委
- ・公益委員会 5 労委
- ・調停委員会の会議 1 労委

その他、部会、仲裁委員会の会議、小委員会の会議については該当する労委はなかった。

総会及び公益委員会以外では、調停委員会の会議において、ウェブ会議による参加を認めた労委があった。当該事案では、調停案を15日以内に示さなければならないことから、調停委員会の会議は短い期間の中で会議日を決める必要があり、かつ、労使を代表する委員の数を同数とし、公正を期する必要があることが理由としてあげられた。

(2) 開催年度

- ・令和4年度 3 労委
- ・令和5年度 5 労委
- ・令和6年度 7 労委

(3) 審議事項の別

- ・審議事項のみ 2 労委
- ・審議事項及び報告事項 7 労委
- ・報告事項のみ 2 労委

(4) 審議・報告の具体的内容

調査において回答のあった、審議・報告の主な具体的内容としてあげられるのは主に以下の内容であった。

- ・議事録の承認
- ・継続中の事件に係る概要、経過、処理状況の報告
- ・その他定例報告、情報共有

担 当：中央労働委員会総務課
文書広報係 本名、戸辺
電 話：03-5403-2112（直通）
E-mail：chu-bunsho@mhlw.go.jp

○中央労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）（抄）

（映像と音声の送受信による通話の方法による会議）

第十六条の二 会長、部会長又は調停委員会、仲裁委員会若しくは小委員会の委員長（以下この条において「会長等」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十二条第一項の新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたことその他これに準ずる事由により委員又は特別調整委員、地方調整委員若しくは調停委員（以下この条において「委員等」という。）に開催場所への参集を求めて会議（第三条の規定により委員会に置かれる会議をいう。以下この条において同じ。）の議事を開くことが困難であると認める場合は、委員等が相互に映像と音声の送受信により相手の状態を認識しながら通話をすることができる方法によつて、会議の議事を開くことができる。

- 2 前項の場合のほか、会長等は、災害その他の事由により委員等が会議の開催場所に参集することが困難であると認めるときその他相当と認めるときは、当該委員等の申出により、同項に規定する方法によつて、当該委員等を会議に参加させることができる。
- 3 委員等が前二項の規定により第一項に規定する方法によつて会議に参加する場合は、当該委員等は当該会議に出席したものとみなす。
- 4 第一項又は第二項の規定により第一項に規定する方法によつて会議に参加しようとする委員等は、第三者がいる場所で会議に参加してはならない。

○労働委員会規則の一部を改正する規則の施行について（厚生労働省発中〇二〇一第一号）（抄）

1 ウェブ会議関係

- (1) 総会や公益委員会議等の会議のウェブ会議による開催等（第16条の2の新設）

ア 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言がされたことその他これに準ずる事由により、会長等は、委員等に開催場所への参集を求めて総会や公益委員会議等の会議の議事を開くことが困難であると認める場合は、委員等に開催場所への参集を求めることなく、ウェブ会議により開催することができるようにしたものである。（第16条の2第1項）

ウェブ会議とは、委員等が、その使用に係る電子計算機であつて委員会の使用に係る電子計算機と接続した際に委員会が指定するプログラムを正常に稼働させられる機能を備えているものと委員会の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続し、相互に映像と音声の送受信により相手

の状態を認識しながら通話をすることができる方法をいうものであること。具体的には、委員等と委員会との間で情報伝達の双方向性と即時性が確保されていることが必要であること。

「その他これに準ずる事由」とは、例えば、新型インフルエンザ等対策特別措置法によらない地方公共団体独自の緊急事態が宣言されたことや、震災等の大規模災害の発生した場合が考えられ、これらの事由によって委員等に開催場所への参集を求めて会議の議事を開くことが困難であるもの等をいうものであること。

具体的にどのような場合にどの会議においてウェブ会議により会議を開催することを可能とするかについては、各労委の実情に応じ、あらかじめ要件等を検討しておくことが望ましいこと。

イ 委員等に開催場所への参集を求めて会議の議事を開く場合において、会長等は、災害その他の事由により一部の委員等が参集することが困難であると認めるときその他相当と認めるときは、当該委員等の申出により、ウェブ会議によって当該委員等を会議に参加させることができるようにしたものである。(第16条の2第2項)

「災害その他の事由」とは、地震、津波、風水害、雪害等の災害のほか交通障害や事故等客観的に避けることのできない事由をいうこと。

「その他相当と認めるとき」とは、一部の委員等について、例えば会議の開催場所に参集することが客観的に不可能ではないが、国又は地方公共団体の外出や移動の自粛要請等により当該委員等が会議の開催場所に移動することが、当該要請の趣旨からみて好ましくないと認められる場合などが考えられるものであること。

ウ 委員等がウェブ会議によって会議に参加する場合は、労働組合法第21条第3項等の規定による「出席」とみなすこととしたものである。(第16条の2第3項)

アに記載のとおり、ウェブ会議では委員等と委員会との間で情報伝達の双方向性と即時性が確保されている必要があることから、通信障害等により一部の委員等と映像又は音声のいずれかが送受信できなくなった場合には、労働組合法第21条第3項等の会議の定足数や議決の算定において、当該委員等を出席とみなすことはできないこと。

こうした場合の議事の混乱を防止する観点から、一部の委員等において通信障害が発生した結果、議事や議決に参加できない委員等が生ずる場合には、可能な限り議決を行うことは差し控える等通信障害発生時の対応について、あらかじめ検討しておくことが望ましいこと。

エ 委員等がウェブ会議によって会議に参加しようとする場合には、第三者

がいる場所で会議に参加してはならないこととしたものである。(第16条の2第4項)

「第三者がいる場所で会議に参加してはならない」とは、委員会の会議が非公開であることから、現に参集して行われる開催場所での会議と同様の環境を確保することを求めているものであり、会議に関係ない者が映像又は音声を視聴できる環境で参加してはならないものであること。

これを担保するため、会長等は、会議の開始に先立って、ウェブ会議により会議に参加しようとする者が委員等本人であることはもとより、委員等が第三者のいる場所でウェブ会議により会議に参加していないことについて確認を行う必要があること。

また、委員等が第三者のいる場所でウェブ会議により会議に参加している場合や、第三者のウェブ会議への不正アクセス等によりウェブ会議の秘密が担保されないおそれがある場合には、会長等は当該委員等との電気通信回線の通信の切断や会議の中止など会議の秘密を保持するために必要な措置を講ずることができるものであること。

(以下略。)